記者発表資料

平成２２年４月１日
仙台河川国道事務所

道路緊急ダイヤル　＃9910　を道路情報板で広報
～　道路の異状を発見したら　*＃9910*　～

国土交通省の仙台河川国道事務所では、道路利用者の皆様の協力を得て、道路の異状を発見した場合の通報先である【道路緊急ダイヤル　＃9910】を「道路情報板」を利用して広報します。

国が管理する道路のパトロールは、これまで1日あたり1回実施していましたが、今年4月より2日あたり1回の頻度で実施することに変わります。

これにより、落下物等の発見や処理の遅れにより、道路利用者の皆様の安全な道路通行への影響が懸念されることから、【道路緊急ダイヤル　＃9910】への通報を呼びかけることにしました。

※通報には、料金がかかりません。

※異状場所の特定のため、路線名、進行方向、地域、周辺の施設名等をお伝えください。

※交通事故の通報は、警察（110 番）へ連絡してください。

※道路交通法により運転中の通話は禁止されています。安全な場所に停車してからおかけください。

※ダイヤル式電話ではご利用になれません。



道路の異状
- 路面の穴ぼこ　～例：道路に穴があいています～
- 故障車、落下物　～例：道路に石が落ちています～
- 路面の汚れ（油・土砂）　～例：道路が油で汚れて危険です～
- 路肩の崩壊　～例：道路が崩れて危険です～

※　下記記者クラブに同時発表しています。
県政記者クラブ・東北電力記者会・東北専門記者会

【問い合わせ先】
◎国土交通省　東北地方整備局　　仙台河川国道事務所
仙台市太白区郡山５丁目６－６（電話 022－248－4131）
道路管理第一課長　　中鉢　一人（内線 431）